

地方債に関する省令の一部を改正する省令（案）の概要

1. 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号。以下「分権一括法」という。）第 3 条の規定による地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）の一部改正及び地方財政法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第●●号）による地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うもの。

2. 主な改正の内容

① 地方債証券等の募集に関する所要の規定の整備（第 18 条～第 22 条）

地財法第 5 条の 8 において準用する会社法第 677 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、募集地方債証券等の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項（例：地方公共団体の名称や申込期日）を定める等、地方債証券等の募集に関する所要の規定の整備を行う。

② 地方債原簿に係る所要の規定の整備（第 23 条～第 26 条）

地財令第 34 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、地方債証券等の内容を特定するものとして地方債原簿に記載すべき具体的事項（例：地方債証券等の発行の目的、地方債証券等の利率）を定める等、地方債原簿に係る所要の規定の整備を行う。

③ 地方債証券等の管理の委託を受ける者の資格に係る規定の整備（第 27 条）

地財法第 5 条の 8 において準用する会社法第 703 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、銀行や信託会社に準ずるものとして地方債証券等の管理の委託を受けることができる者（例：保険会社、信用金庫等）を規定する。

3. 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日（分権一括法第 3 条の施行日と同日）